

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、東邦車輛株式会社（所在地 群馬県邑楽郡）外1社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和7年11月28日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 椎谷 環
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 外立 正六
電話 025-370-6650（課直通）
※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

記 者 発 表 資 料

令和 7 年 11 月 28 日

北 陸 地 方 整 備 局

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
東邦車輛株式会社	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀 4120 番地

2. 指名停止措置期間： 令和 7 年 11 月 28 日～令和 8 年 1 月 27 日（2 カ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、公共の利益に反して、我が国における特定トレーラの販売分野における競争を実質的に制限していたことから、令和 7 年 9 月 24 日、公正取引委員会により、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5. 措置理由

上記 4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 5 号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号及び第 12 号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内

記 者 発 表 資 料

令和 7 年 11 月 28 日
北 陸 地 方 整 備 局

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
日本トレクス株式会社	愛知県豊川市伊奈町南山新田 350 番地

2. 指名停止措置期間： 令和 7 年 11 月 28 日～令和 8 年 1 月 27 日（2 カ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、公共の利益に反して、我が国における特定トレーラの販売分野における競争を実質的に制限していたことから、令和 7 年 9 月 24 日、公正取引委員会により、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5. 措置理由

上記 4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 5 号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号及び第 12 号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内